

令和3年第10回

君津市農業委員会議事録

令和3年10月5日（火）

令和3年第10回君津市農業委員会議事録

日 時 令和3年10月5日（火）午後2時00分から午後2時40分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 7号から議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第12号から議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の計画申請について

日程第6 議案第19号 農地法第3次農用地利用集積計画について

日程第7 報告第 1号から報告第 5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 6号から報告第 7号 農地法第5条第1項第8号の規定による届出について

報告第 8号から報告第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（13名）

1番	鈴木	郁夫	2番	鮎川	正幸
3番	水野	徳子	4番	小笠原	武男
5番	笹本	幸恵	7番	神子	純一
8番	石橋	定雄	9番	真板	徹
10番	田丸	三郎	11番	鳥海	純次
12番	江澤	康雄	13番	鈴木	清
14番	粕谷	定嗣			

欠席委員（1名）

6番 宇野 真弘

出席した職員

事務局長	齋藤 久夫
副主査	田島 直樹
主任主事	江澤 俊太
上総事務所主任主事	真木 博章
経済部農政課企画調整係長	奥倉 康裕

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。

本日も御苦労さまでございます。

朝晩はちょっと涼しさ感じるわけですが、こうして日中になりますと全く残暑という事で、やはり例年にない環境ができちゃうのかなという思いがいたします。

そしてコロナウイルスの感染問題ですが、ここへ来て大変感染者数というものが急激に減ってきております。いろいろな要素があるんでしょうけれども、しかしながら、これで終わるものじゃないということを専門家の皆さんもそう言っております。まだまだこれからも感染に対する予防というものは、個人個人気をつけていって、早く本当に当たり前の普通の生活というものを取り戻せるように願うばかりでございます。

本日は、総会よろしくお願いを申し上げます。

◎諸般の報告

会 長 9月の総会以降、報告ございませんので、申し添えます。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和3年第10回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私か

ら指名いたします。

5番、笹本幸恵委員、7番、神子純一委員の2名にお願いします。

◎議案第1号ないし議案第6号

議長 日程第3、議案第1号ないし第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第1号について説明します。

糠田地先の畑2筆、面積3,900平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は人手不足により耕作できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた8,586平方メートルの農地を経営をし、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第2号について説明します。

大井戸地先の田2筆、行馬地先の田2筆、面積3,800平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は仕事の都合により耕作できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた6万8,495平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第3号について説明します。

俵田地先の田4筆、面積5,491平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万3,747.75平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第4号について説明します。

浦田地先の田9筆、面積1万1,528平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は農業後継者がなく離農したいため、譲受人は自宅の近くで就農したためです。近隣農家のアドバイスからオリーブを作付けする予定とのこと。

許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、県内2か所のオリーブ園の視察に行っており、また、地域の方と営農の相談ができる体制にあることから、技術等は問題ないと思われま

す。下限面積を超えた1万1,528平方メートルの農地の経営を予定し、農機具はトラクター、管理機、バックホー、草刈り機、運搬車、フレールモアを所有しています。

農作業従事日数は150日を超える予定であり、資格等についても問題ないと思われま

す。議案第5号について説明します。

大戸見地先の田1筆、面積1,487平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万3,260.91平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、コンバイン、ユンボ、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第6号について説明します。

大戸見地先の田1筆、面積85平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は、隣地と一体として耕作したためです。

許可基準として、下限面積を超えた4,670.61平方メートルの農地を経営し、農機具は耕運機、草刈り機、枝切り機等を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号及び第2号について、4番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第1号について説明します。

詳細は、事務局の説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊1ページを御覧ください。

糠田の大堰の東方の畑で、9月28日、譲受人と現地で立ち会いをしました。

申請地は、現在も耕作されている土地でした。譲受人は引き続き耕作していく旨ですから、何ら問題ないと思われまますので、よろしく御審議をお願いします。

続いて、議案第2号について説明します。

詳細は、事務局の説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊2ページを御覧ください。

カーサービス箕輪の南方に位置する田んぼであり、9月28日、譲受人と現地の立会いをしました。申請地は現在も耕作されている土地でした。譲受人は引き続き耕作していくも旨ですから、何ら問題もないと思います。よろしく御審議ください。

以上です。

議長 続きまして、議案第3号について、11番、鳥海委員からお願いします。

鳥海委員 11番、鳥海です。

議案第3号について、現地確認について説明いたします。

詳細は、ただいま事務局の説明のとおりでございます。

場所は、別冊3ページを御覧ください。

主要路線国道410号線で、上から下に久留里方面に向かい、398番付近の交差点を右折して300メートルぐらい先の右側です。

9月28日、譲渡人と譲受人と、双方と連絡を取り、現地でお会いして3人でお話を伺いました。譲渡人は後継者がなく高齢でもあり、農業機械も古く買い替え時にきており、この際で離農したいとのことでした。譲受人は隣地を耕作しており、これからも農業規模を拡大したいとのことでしたので、何ら問題ないと判断いたしました。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続きまして、議案第4号について、12番、江澤委員からお願いします。

江澤委員 12番、江澤です。

議案第4号について、現地調査の結果について説明します。

詳細につきましては、事務局からの説明のとおりです。

9月23日に譲受人の代理人と打合わせをし、午後に現地で説明を受けました。場所は別冊資料の4ページにあります。

訂正をお願いします。久留里線をまたいでいく線がありますが、久留里線の上のほう、北のほうになりますが、久留里線の200メートル手前の6枚の田と、久留里線をまたいで3

枚の田です。これらの田は全て耕作放棄地となっており、カヤ、草が3メートルぐらい生えていました。バックホーで開墾し、フレールモアで草を刈る予定だそうです。実際に近所の耕作放棄地を地主の許可を得て3段の田を整地したそうです。

重機を購入してオリーブ園を始めるつもりで2か所見学し、収益が出るまで1人でも回せると言っていました。近所の農業者とも連携して耕作していくつもりだそうです。

新規就農で規模拡大のために今回の申請になりました。

特に問題はないと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長 続きまして、議案第5号及び第6号について、13番、鈴木清委員からお願いします。

鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案第5号について説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別冊5ページを御覧ください。

ちょっと縦に地図を回してもらいたいと思います。旧松丘中学校がありまして、そこから右へずっと下のほうへ大体1キロぐらい行ったところが、今回の案件であります。

26日に、引受人のところに伺いましたところ、ちょうどいまして話を伺いました。譲渡人は遠方に住んでいまして、耕作ができないということでありまして、引受人は今事業を拡張していますので、何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

続いて、議案第6号についてお願いいたします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおり、申請場所につきましては、別紙5ページを御覧ください。

先ほどと同じ、旧松丘小学校がありまして、そこから右に曲がりまして、またちょっと行ってトンネルがありまして、200メートルぐらいですか、行ったところの一角であります。

譲渡人は相続により、遠方に住んでおりまして、農業とかはできないということでありまして、引受人はちょうど隣地でありますので、一体として耕作できるということでありました。

特に問題はないと思います。お願いします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言する者なし）

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

◎議案第7号ないし議案第11号

議長 日程第4、議案第7号ないし第11号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

田島副主査 議案第7号について御説明いたします。

議案書4ページをお開きください。

馬登地先の畑1筆、面積1万3,145平方メートルを使用貸借権設定により砂利採取場用地へ転用します。

申請地は調整区域で、農地区分は第2種農地相当となります。もともと砂利採取を行っていた場所になりますが、経済的な理由で一度中断し、再開することとなったための申請となります。以前採取していた際の施設を再利用するとのことで、事業実施時にも被害報告はな

く、近隣に農地はありません。

議案第 8 号について御説明いたします。

下湯江地先の田 1 筆、面積175平方メートルを使用貸借権設定により資材置場へ転用します。

申請地は調整区域で、農地区分は第 2 種農地相当となります。現在、不耕作地である申請地を資材置場へ転用したいとのことです。

敷地は、約41平方メートルほどを購入土で整地いたします。

用排水計画は、雨水のみで自然浸透です。

南側に用水路があるため、土砂の流出がないよう対処いたします。

議案第 9 号について御説明いたします。

下湯江地先の畑 1 筆の一部、面積496.96平方メートルを所有権移転により農家住宅へ転用します。

申請地は調整区域で、農地区分は第 2 種農地相当となります。

現在、不耕作地である申請地に、建築面積134.56平方メートルの農家住宅を建築したいとのことです。埋立ては行わず、整地のみ行います。

用排水計画は、用水は公営水道を利用、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに既設排水路へ放流いたします。

工事中はネットを貼り、周囲に危険が及ばないようにします。

住宅の建築配置を十分考慮し、日当たり、通風等近隣に影響を及ぼさないようにいたします。

議案第 10 号について御説明いたします。

西原地先の田 1 筆、面積1,180平方メートルを賃貸借権設定により資材置場へ一時転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第 2 種農地相当となります。

現在、不耕作地である申請地を配水管工事の資材置場として使用したいとのことです。

敷地は埋立て等を行わず、用排水計画は雨水排水のみで、自然浸透となっております。

防護用の仮設壁の設置、各資材はシートで養生するなど、周辺農地に影響がないようにいたします。

隣接農地の所有者からは、同意を得ております。

議案第 11 号について御説明いたします。

西原地先の田2筆、面積992平方メートルを所有権移転により農産物加工及び販売所へ転用をします。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

現在、不耕作地である申請地に店舗38.71平方メートル、加工場25.66平方メートル、倉庫兼駐車場40.1平方メートルを建築、設置したいとのことです。

敷地は宅内発生土と購入土で造成いたしますが、購入土で造成する面積が500平方メートル未満のため、市残土条例に係る規制はありません。

用排水計画は、用水は自噴井戸を利用、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに道路側溝へ放流します。

工事中は周囲に危険が及ばないように、立入禁止柵の設置や工事車両の通行に注意を払います。

南側に水路があるため、コンクリート擁壁を設置し、土砂流出を防ぎます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第7号について、1番、鈴木郁夫委員からお願いします。

鈴木（郁）委員 1番、鈴木郁夫です。

議案第7号について御説明いたします。

詳細は、ただいま事務局から説明のあったとおりです。

申請地は、議案書別冊の6ページを御覧ください。

地図から外れていますけれども、六手バス停を荻作線、尾車のほうへ向かいまして、途中鹿野山に入る道と分岐しますが、それを右に折れます。そうしますと、この地図上にあるたびだちの村というところに近づくわけですが、そこの前の道をさらに南下して、丁字路を左に折れて200メートルほど進んだところは、この丸印にある薬王寺というところになります。当該地は、その薬王寺に隣接する野球場のさらに上になります。

9月30日、11時半に譲渡人〇〇〇、譲受人〇〇〇、双方の代理人である〇〇〇と現地にて聞き取り調査、現況確認を実施しました。

現地は、以前に砂利採取をした跡地でありまして、最後の許可時期が平成25年から平成28年になっておりました。許可看板はまだ設置されておりまして、その後、事業が説明にあったとおり、経済的な面から展開されてなかった。ですから、跡地が荒れたままの状態

残っているというのが現状です。

この中に広大な山林面積の中央に、その畑地となる1町3反ほどの畑地目があるんですが、実際これも、もともとは山林地であったようで、これを多分採取後に畑に利用するということが採取が始まったものと思われています。途中で事業が休止してしまったために、今現況は法面が崩壊したり、草木が生い茂ったりしておりますので、この跡地の成形という形で土砂の搬出、また、法面の成形、それらを修復するために、今回の事業計画になったというふうに聞いております。

以前取った調整池、あるいは土砂流出防止の設備等も整っておりまして、それを再利用した形で事業展開するという話をしておりました。

この案件に係る問題点ないと思しますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議 長 続きまして、議案第8号及び第9号について、2番、鮎川委員からお願ひします。

鮎川委員 2番、鮎川です。

議案第8号について説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊7ページを御覧ください。

図の右の上のほうに9という表示がありますが、ここが君津モータースクールになります。その前の道路を富津方面に進み、700メートルほど行ったところが申請地になります。

9月28日に、譲受人及び譲渡人双方の代理人と現地確認を行いました。

現地は、地目は田んぼですが、数十年前から耕作されておらず、パレットなどの廃材が置かれていたということです。すぐそばを用水路が通っているので、その手前まで資材置場として活用したいということです。多少雑草は生えておりましたが、管理はされているような状況でした。

特に問題ないと思われます。御審議よろしくお願ひします。

続きまして、議案第9号について説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、先ほどと同じ別冊7ページです。

先ほどの君津モータースクールの前の道路を富津方面に進み、80メートルほど行ったY字路を左方向に進み、宝巖寺を過ぎて300メートルほど行って右に入ったところが申請地になります。

9月28日に、譲受人と譲渡人の代理人と現地確認を行いました。現地は、地目は畑で、今はきれいになっておりますが、最近まで耕作されていたということです。

すぐそばが譲渡人の家で、譲受人も近くに家を借りて住んでいるということです。借りている家が手狭なため、新しく自宅を建築したいと考えたそうです。土地が広いので、建築した住宅の周囲を畑として活用するつもりとのことでした。

特に問題ないと思われます。御審議よろしくお願ひします。

議長 続きまして、議案第10号及び第11号について、10番、田丸委員からお願ひします。

田丸委員 10番、田丸です。

議案第10号につきまして御説明いたします。

申請内容は、事務局説明のとおりです。

9月29日、譲受人に連絡を取りまして現地で話を伺いました。

場所ですが、別冊8ページを見てください。

中央の410バイパス、西原の信号を左折しまして、1キロぐらい行き、15の脇が申請地になります。

譲受人は配水管更新工事のための仮置場を探しましたが、適した場所がなく、会社の置場はほかの資材で余裕がないためです。

申請地は整地されており、現状のまま仮置場として使用できる状態です。

また、隣接する農地所有者には、説明して了解を得てあります。

特に問題はないと思われます。

よろしく御審議をお願ひします。

続きまして、議案第11号ですけれども、申請内容は事務局説明のとおりです。

9月28日、譲渡人は遠方のため、譲受人に連絡を取りまして、現地で話を伺いました。

場所ですけれども、別冊8ページです。

中央の410バイパス、西原の信号を右折しまして、久留里線を渡り、突き当たりの久留里街道を右折して500メートル右側が申請地になります。

現状は雑草で覆われていますが、ここをきれいに整地しまして、また新規事業の農産加工品の製造販売拠点を確保するための店舗及び加工場を建設する計画であります。

隣接する農地は譲受人の土地なので、特に問題はないと思われます。

よろしく御審議をお願ひいたします。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので採決をいたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第11号について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第12号ないし議案第18号

議 長 日程第5、議案第12号ないし第18号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを議題といたします。

なお、議案第17号につきましては、7番、神子純一委員が関係する事項が含まれておりますので、初めに、議案第12号ないし第16号及び第18号について審議をいたします。

事務局より説明をお願いいたします。

田島副主査 議案第12号から議案第14号は、同一事業のため一括で御説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

市宿地先の畑5筆、面積3,859平方メートルの砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取に伴う事業用地として、令和3年11月30日まで許可を得ていましたが、令和4年11月30日までの計画変更の申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。続きまして、議案第15号、16号、18号は、同一事業のため一括で御説明いたします。

日渡根地先の田4筆、面積4,812平方メートルについて砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取に伴う事業用地として、令和3年11月30日まで許可を得ていましたが、令和4年11月30日までの計画変更の申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。質問、意見等がありましたら挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

次に、議案第17号については、7番、神子純一委員が関係する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(7番 神子委員 退室)

議長 長 それでは、議案第17号について、事務局より説明をお願いします。

田島副主査 議案第17号について御説明いたします。

日渡根地先の田2筆、面積3,945平方メートルについて、砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取に伴う事業用地として、令和3年11月30日まで許可を得ていましたが、令和4年11月30日までの計画変更の申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。

議長 ただいま事務局説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

7番、神子純一委員の入室を認めます。

(7番 神子委員 入室)

◎議案第19号

議長 日程第6、議案第19号 令和3年度第3次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

経済部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済部農政課企画調整係長 農政課の奥倉です。

議案第19号について御説明いたします。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、令和3年度第3次農用地利用集積計画の作成に当たり、御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書9ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、清和地区28件、54筆、5万7,898平方メートル。

以上でございます。

所有権移転につきましては、今回は該当はありません。

個別の案件につきましては、議案書10ページから23ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第19号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第19号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

◎報告第1号ないし報告第18号

議長 日程第7、報告第1号ないし第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第6号及び第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第8号ないし第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第18号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見等ないので、報告第1号ないし報告第18号を終わります。

◎閉会

議長 これをもちまして、令和3年第10回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和3年第11回農業委員会総会は、令和3年11月5日、金曜日に市役所5階大会議室にて開催の予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

(午後2時40分)